> 内閣官房 番号制度推進室 内閣府 大臣官房 番号制度担当室

V 01/	1] 理用』	IF TX CE	1万円 円6	<u>は事份于祝の一見か</u>	(ひ自略り能な音類	, ,+	亚因尔丁州/ (NZ. 0.	10时点/				
項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要 だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	試行運用対象
1	1	12ホ	1-74	全国健康保険協会管掌健康保険被保険者 の被扶養者の認定	被扶養者として、全国健康保険協会に加 入するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣 (日本年金機構)	厚生労働大臣 (職業安定局)	厚生労働省保険 局保険課	0
2	2	210=	2-416	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続(日本年金機構への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書·支給額变更通知書、年金額改定通知書、年金額改定通知書、年金銀込通知書等)	全国健康保険協会	厚生学 は 一様 一様 一様 一様 一様 一様 一様 一様 一様 一様	厚生労働省保険局保険課	©
3	2	211=	2-417	全国健康保険協会被保険者の被扶養者に 係る確認 (日本年金機構への照会)	全国健康保険協会の被扶養者として加入 している者が、被扶養者の要件を満たし ているかの確認を行うための手続(日本 年金機構への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知 書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年 金振込通知書等)	全国健康保険協会	厚生労働大臣若 しくは、共済組 機構、共済組 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	厚生労働省保険 局保険課	0
4	2	217=	2-420	日雇特例被保険者の被扶養者の認定(日本年金機構への照会)	日雇特例被保険者の被扶養者として、全 国健康保険協会に加入するための手続 (日本年金機構への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金額改定通知書、年金級込通知書等)	全国健康保険協会	厚生労働大臣若 世くは、共済 は 機構、 は 農 共 が 職 は 機 は 、 共 は 、 共 は 、 共 は 、 共 は 、 共 は 、 共 は 、 共 は 、 共 は 、 は 、	厚生労働省保険 局保険課	©
5	2	210=	2-427	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継 続被保険者の被扶養者届の認定(国家公 務員共済組合連合会への照会)	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続(国家公務員共済組合 連合会への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金額改定通知書、年金級込通知書等)	全国健康保険協会	厚生労働大臣若 世くは、共済 は 機構、 は 農 共 が 職 は 機 は 、 共 は 、 共 は 、 共 は 、 共 は 、 共 は 、 共 は 、 共 は 、 共 は 、 は 、	厚生労働省保険 局保険課	©
6	2	210=	2-428		被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続(地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組合連合会への 照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金額改定通知書、年金級込通知書等)	全国健康保険協会	厚生労働大臣若 しくは、共済組 機構、共済組 機構は農 は 職員 は 職員 は 職員 は る の の の の の の の の の の の の の の の の の の	厚生労働省保険 局保険課	©
7	2	210=	2-429		被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続(日本私立学校振興・ 共済事業団への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知 書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年 金振込通知書等)	全国健康保険協会	厚生労働大臣若 し機構は共年 を は は 機 は 機 は 機 は 機 は 機 は 機 は 機 は は 機 は は 機 は は 機 は は 機 は は 機 は は 機 は は し き は し き は り は り は り は り は り は り る れ ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら	厚生労働省保険 局保険課	©
8	2	211=	2-430	全国健康保険協会被保険者の被扶養者に 係る確認(国家公務員共済組合連合会へ の照会)	全国健康保険協会の被扶養者として加入 している者が、被扶養者の要件を滿たし ているかの確認を行うための手続(国家 公務員共済組合連合会への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書,支給額变更通知書、年金額改定通知書、年金額改定通知書、年金銀込通知書等)	全国健康保険協会	厚生労働大臣若 日本年年 日本年年 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	厚生労働省保険 局保険課	©
9	2	211=	2-431	全国健康保険協会被保険者の被扶養者に 係る確認(地方公務員共済組合又は全国 市町村職員共済組合連合会への照会)	全国健康保険協会の被扶養者として加入 している者が、被扶養者の要件を満たし ているかの確認を行うための手続(地方 公務員共済組合又は全国市町村職員共済 組合連合会への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書·支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金額改定通知書、年金銀込通知書等)	全国健康保険協会	厚生労働大臣若 長くは、共年年 日 長 日 は 横 スは、共 株 本 組 業 ス は 機 ス は 機 ス は 機 ス は 機 ス は 機 ス は 機 ス は 機 ス は 機 ス は 機 ス は 機 る よ 選 の よ の よ の よ の よ ろ よ る よ る よ ろ と の と の と の と の と の と の と の と の と の と	厚生労働省保険 局保険課	©
10	2	211=	2-432	全国健康保険協会被保険者の被扶養者に 係る確認(日本私立学校振興・共済事業 団への開会)	全国健康保険協会の被扶養者として加入 している者が、被扶養者の要件を満たし ているかの確認を行うための手続(日本 私立学校接興・共済事業団への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書· 支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金額改定通知書、年金銀込通知書等)	全国健康保険協会	厚生労働大臣若 し機体 し機構は 機 は 機 は 機 は 機 は 機 は 機 は 機 は 機 は 機 は	厚生労働省保険 局保険課	©
11	2	217=	2-439	日雇特例被保険者の被扶養者の認定(国家公務員共済組合連合会への照会)	日雇特例被保険者の被扶養者として、全 国健康保険協会に加入するための手続 (国家公務員共済組合連合会への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金額改定通知書、年金銀改定通知書、年金銀込通知書等)	全国健康保険協会	厚生労働大臣若 しくは、共年金 長 長 は 株 は 農 は 農 は 農 は 農 は 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	厚生労働省保険 局保険課	©
12	2	217=	2-440	日雇特例被保険者の被扶養者の認定(地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会)	日雇特例被保険者の被扶養者として、全 国健康保険協会に加入するための手続 (地方公務員共済組合又は全国市町村職 員共済組合連合会への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金額改定通知書、年金銀改定通知書、年金銀込通知書等)	全国健康保険協会	厚生労働大臣若 しくは、共年金 長 長 は 株 は 農 は 農 は 農 は 農 は 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	厚生労働省保険 局保険課	©
13	2	217=	2-441	日雇特例被保険者の被扶養者の認定(日本私立学校振興・共済事業団への照会)	日雇特例被保険者の被扶養者として、全 国健康保険協会に加入するための手続 (日本私立学校振興・共済事業団への照 会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知 書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年 金振込通知書等)	全国健康保険協会	厚生労働大臣若 しくは、共済組合 機構、共済組合 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	厚生労働省保険 局保険課	©

	行理用』	月報理	捞 川 肥/	な事務手続の一覧が	び自略り能な音類	一一	並	15時点)				
項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要 だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	試行運用対象
14	2	210^	2-465	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継 続被保険者の被扶養者届の認定	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する 情報		全国健康保険協会	厚し機等 原上、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一	厚生労働省保険 局保険課	0
15	2	211^	2-466	全国健康保険協会被保険者の被扶養者に係る確認	全国健康保険協会の被扶養者として加入 している者が、被扶養者の要件を満たし ているかの確認を行うための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する 情報	特別障害給付金額等を示す書類(受給資格者 証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通 知書等)	全国健康保険協会	厚生くは、 は は は は は は は は は は は は は は は は は は	厚生労働省保険 局保険課	0
16	2	217^	2-467	日雇特例被保険者の被扶養者の認定	日雇特例被保険者の被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する 情報	特別障害給付金額等を示す書類(受給資格者 証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通 知書等)	全国健康保険協会	厚上 機	厚生労働省保険 局保険課	0
17	3	311^	2-468	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被 扶養者の認定	健康保組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしている かの確認を行うための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する 情報	特別障害給付金額等を示す書類(受給資格者 証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通 知書等)	健康保険組合	厚し機等のは、共産のでは、共産のでは、共産のでは、共産のでは、共産のでは、共産のでは、共産のでは、共産のでは、共産のでは、共産のでは、共産のでは、共産のでは、共産のでは、共産のでは、対策をは、対策をは、対策をは、対策をは、対策をは、対策をは、対策をは、対策を	厚生労働省保険 局保険課	0
18	3	312^	2-469	健康保険組合被保険者の被扶養者に係る 確認	健康保組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する 情報	特別障害給付金額等を示す書類(受給資格者 証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通 知書等)	健康保険組合	厚生くは、 は は は は は は は は は は は は は は は は は は	厚生労働省保険 局保険課	0
19	2	210 ト	2-470	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継 続被保険者の被扶養者届の認定	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	年金生活者支援給付金振込通知書	全国健康保険協会	厚し機等 原生は構り 働本済漁 大年組 大年組 大本組 大本組 大本 大本 大本 大本 大本 大本 大本 大本 大本 大本	厚生労働省保険 局保険課	0
20	2	211 ト	2-471	全国健康保険協会被保険者の被扶養者に 係る確認	全国健康保険協会の被扶養者として加入 している者が、被扶養者の要件を満たし ているかの確認を行うための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	年金生活者支援給付金振込通知書	全国健康保険協会	厚し機等のは、共産のでは、共産のでは、共産のでは、共産のでは、共産のでは、共産のでは、共産のでは、共産のでは、共産のでは、共産のでは、共産のでは、共産のでは、共産のでは、共産のでは、対策をは、対策をは、対策をは、対策をは、対策をは、対策をは、対策をは、対策を	厚生労働省保険 局保険課	0
21	2	217 ト	2-472	日雇特例被保険者の被扶養者の認定	全国健康保険協会の被扶養者として加入 している者が、被扶養者の要件を満たし ているかの確認を行うための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	年金生活者支援給付金振込通知書	全国健康保険協会	厚生くは、 世生くは、 大年組織 大年組織 大年組織 大年組織 大年組織 大中組織 大中組織 大中組織 大中組織 大中組織 大中組織 大中組織 大神 大中組織 大神 大神 大神 大神 大神 大神 大神 大神 大神 大神	厚生労働省保険局保険課	0
22	3	311 	2-473	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被 扶養者の認定	健康保組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	年金生活者支援給付金振込通知書	健康保険組合	厚し機等団体 働い 大本済 大本済 大本済 は、共農 共 で は、共農 共 で は、共農 共 で は、共 の は、共 の は、共 の は、共 の は、共 の は、共 の は、大 の の は、大 の の の の の の の の の の の の の	厚生労働省保険 局保険課	0
23	3	312 	2-474	健康保険組合被保険者の被扶養者に係る 確認	健康保組合の被扶養者として加入してい る者が、被扶養者の要件を満たしている かの確認を行うための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	年金生活者支援給付金振込通知書	健康保険組合	厚生くは、 大年組 大年組 大年年 大年年 大年年 大年年 大年年 大年年	厚生労働省保険局保険課	0
24	4	42ホ	3-53	船員保険の被保険者の被扶養者の認定	被扶養者として、船員保険に加入するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣(日本年金機 構)	厚生労働大臣 (職業安定局)	厚生労働省保険 局保険課	0
25	6	67/\	4-263	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶 養者の認定 (日本年金機構への照会)	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶 養者として、船員保険に加入するための 手続(日本年金機構への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書·支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金額改定通知書、年金額改定通知書等)	全国健康保険協会	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構、共済組合 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	厚生労働省保険 局保険課	©

V 0-1			1万円 16	は事份士祝の一見の	とい 自哈 中能な音類		並因示了例/ (NZ. 0.	10时从/				
項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要 だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	試行運用対象
26	6	68/\	4-270	被扶養者に係る確認(日本年金機構への 照会)	船員保険の被扶養者として加入している 者が、被扶養者の要件を満たしているか の確認を行うための手続(日本年金機構 への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書 ・ 支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金額改定通知書、年金銀込通知書等)	全国健康保険協会	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構、共済組合 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	厚生労働省保険 局保険課	©
27	6	67/\	4-272	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶 養者の認定(国家公務員共済組合連合会 への照会)	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶 養者として、船員保険に加入するための 手続(国家公務員共済組合連合会への照 会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書。 支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金額改定通知書、年金銀込通知書等)	全国健康保険協会	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構、共済組漁 等又は農林漁 団体職員共済組 合	厚生労働省保険 局保険課	©
28	6	67/\	4-273	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶 養者の認定(地方公務員共済組合又は全 国市町村職員共済組合連合会への照会)	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶 養者として、船員保険に加入するための 手続(地方公務員共済組合又は全国市町 村職員共済組合連合会への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書。 支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金額改定通知書、年金銀込通知書等)	全国健康保険協会	厚生労働大臣若 しくは日本年組 機構、共済組漁 等又は農林漁 団体職員共済組 合	厚生労働省保険 局保険課	©
29	6	67/\	4-274	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶 養者の認定 (日本私立学校振興・共済事 業団への照会)	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶 養者として、船員保険に加入するための 手続(日本私立学校振興・共済事業団へ の照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書 · 文約額変更通知書、年金額改定通知書、年金額改定通知書、年金銀込通知書等)	全国健康保険協会	厚生労働大臣若 しくは日本年 機構、共済組 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	厚生労働省保険 局保険課	©
30	6	68/1	4-281	被扶養者に係る確認(国家公務員共済組 合連合会への照会)	船員保険の被扶養者として加入している 者が、被扶養者の要件を満たしているか の確認を行うための手続(国家公務員共 済組合連合会への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書·支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金額改定通知書、年金報改定通知書等)	全国健康保険協会	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構、共済組漁 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	厚生労働省保険 局保険課	©
31	6	68/1	4-282	被扶養者に係る確認(地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会)	船員保険の被扶養者として加入している 者が、被扶養者の要件を満たしているか の確認を行うための手続(地方公務員共 済組合文は全国市町村職員共済組合連合 会への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書。 支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金額改定通知書、年金銀込通知書等)	全国健康保険協会	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構、共済組漁 等又は農林漁 団体職員共済組 合	厚生労働省保険 局保険課	©
32	6	68/\	4-283	被扶養者に係る確認(日本私立学校振 興・共済事業団への照会)	船員保険の被扶養者として加入している 者が、被扶養者の要件を満たしているか の確認を行うための手練(日本私立学校 振興・共済事業団への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金額改定通知書、年金額改定通知書、年金銀込通知書等)	全国健康保険協会	厚生労働大臣若 しくは日本年組 機構、共済組 等又は農林漁 団体職員共済組 合	厚生労働省保険 局保険課	©
33	5	58/\	4-286	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶 養者の認定	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶 養者として、船員保険に加入するための 手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する 情報	特別障害給付金額等を示す書類(受給資格者 証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通 知書等)	全国健康保険協会	厚生は、 機工は 機工は 機工は 機工は は 、 は 機工は 、 は 機工は 、 は 機工は 、 は 機工は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は 、	厚生労働省保険 局保険課	0
34	5	59/\	4-287	船員保険被保険者の被扶養者に係る確認	船員保険の被扶養者として加入している 者が、被扶養者の要件を満たしているか の確認を行うための手続	68		特別障害給付金額等を示す書類(受給資格者 証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通 知書等)	全国健康保険協会	厚生くは、 大年組 労働は共済 を 等は、共農 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	厚生労働省保険 局保険課	0
35	5	58=	4-288	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶 養者の認定	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶 養者として、船員保険に加入するための 手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	年金生活者支援給付金振込通知書	全国健康保険協会	厚生学働大臣年 長 長 生 くは、共 長 兵 は 機 は 、 共 機 は 、 共 機 は 、 共 機 は 、 共 機 は 、 共 は 、 共 は 、 共 者 が り は に の 者 、 の 業 れ 者 着 、 の 業 者 れ 着 、 の 者 、 の ま の も 、 の も 、 の も し く の も し も し も も も も も も も も も も も も も も も	厚生労働省保険 局保険課	0
36	5	59=	4-289	被扶養者に係る確認	船員保険の被扶養者として加入している 者が、被扶養者の要件を満たしているか の確認を行うための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律によ る年金生活者支援給付金の支給に関する情報	年金生活者支援給付金振込通知書	全国健康保険協会	厚生 労働 大臣年 岩金 合業 は 世界 は 大田 本 名	厚生労働省保険 局保険課	0
37	9	81ホ、ト、 リ	7–151	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療 費の支給の認定(日本年金機構への照 会)	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な 認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者 が都道府県、指定都市以は中核市から受 けるための手続(日本年金機構への照 会)	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他 の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金額改定通知書、年金額改定通知書、年金額改定通知書、年金額込通知書等)	都道府県知事、指定都市の 長又は中核市の長	特別児童技養手関すの法律その名が会に合うによるできませんでいるとされている者	厚生労働省健康 局難病対策課	0

	<u> </u>	用拟建	捞 川 肥/	は事份士祝の一見の	ない省略可能な書類	一十	並) (RZ. 0.	15時点)				
項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要 だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	試行運用対象
38	9	81 <i>Ŧ</i>	7-152	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療 費の支給の認定 (国家公務員共済組合連 合会への照会)	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な 認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者 が都道府県、指定都市又は中核市から受 けるための手続(国家公務員共済組合連 合会への照会)	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他 の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書、 書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年 金振込通知書等)	都道府県知事、指定都市の 長又は中核市の長	特当な 開東 開東 開東 開東 神 神 の は 会 は 会 を 会 会 会 会 会 会 る 会 う る さ そ の と っ た る た う た る た う た る た る た る た る た る た る	厚生労働省健康 局難病対策課	0
39	9	81ヌ	7–153	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療 費の支給の認定(地方公務員共済組合又 は全国市町村職員共済組合連合会への照 会)	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な 認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者 が都道府県、指定都市又は中核市から受 けるための手続(地方公務員共済組合又 は全国市町村職員共済組合連合会への照 会)	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他 の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書、 書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年 金振込通知書等)	都道府県知事、指定都市の 長又は中核市の長	特別児童技術の 開いる 開いる 開いる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる は	厚生労働省健康 局難病対策課	0
40	9	81^	7–154	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療 費の支給の認定 (日本私立学校振興・共 済事業団への照会)	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な 認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者 が都道府県、指定都市又は中核市から受 けるための手続(日本私立学校振興・共 済事業団への照会)	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他 の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金額改定通知書、年金銀込追知書等)	都道府県知事、指定都市の 長又は中核市の長	特別児童扶養手 別児の支律と 明の支持を 明の支持を のは のの とさ は のと と さ は の と さ る さ の た の た の た の た る 法 令 に る た る た る た る た る た る た る た る た る た る	厚生労働省健康 局難病対策課	0
41	9	82ホ、ト、 リ	7–157	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更 の認定(日本年金機構への照会)	医療費支給認定保護者が都道府県、指定 都市文は中核市から受けている医療費支 給認定の変更を行うための手続(日本年 金機構への照会)	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他 の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書、 書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年 金振込通知書等)	都道府県知事、指定都市の 長又は中核市の長	特別児童扶養に関いている。 特別児童大会の大きなは、一般の大きないのでは、一般の大きないのできない。 いい い	厚生労働省健康 局難病対策課	0
42	9	82 7	7–158	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更 の認定(国家公務員共済組合連合会への 照会)	医療費支給認定保護者が都道府県、指定 都市又は中核市から受けている医療費支 給認定の変更を行うための手続(国家公 務員共済組合連合会への照会)	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他 の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書、 書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年 金振込通知書等)	都道府県知事、指定都市の 長又は中核市の長	特別の支持を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示とされた。	厚生労働省健康 局難病対策課	0
43	9	82ヌ	7–159	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更 の認定(地方公務員共済組合又は全国市 町村職員共済組合連合会への照会)	医療費支給認定保護者が都道府県、指定 都市又は中核市から受けている医療費支 格認定の変更を行うための手続(地方公 務員共済組合又は全国市町村職員共済組 台連合会への照会)	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他 の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知 書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年 金振込通知書等)	都道府県知事、指定都市の 長又は中核市の長	特別児童技術の 明明の支撑をは のは のは のは のは のは のは のは のは のは の	厚生労働省健康 局難病対策課	0
44	9	82^	7–160	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更 の認定(日本私立学校振興・共済事業団 への照会)	医療費支給認定保護者が都道府県、指定 都市又は中核市から受けている医療費支 給認定の変更を行うための手続(日本私 立学校振興・共済事業団への照会)	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書、 書・支約額変更通知書、年金額改定通知書、年 金振込通知書等)	都道府県知事、指定都市の 長又は中核市の長	特別の支持を表示を表示を表示のようである。 おいま おいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま か	厚生労働省健康 局難病対策課	0
45	15	11の21イ、 ハ、ホ	7-172	障害児入所医療費の支給決定(日本年金 機構への照会)	入所給付決定を受けた者のうち、障害児 入所医療費の支給を居住地都道府県等か ら受けるための手続(日本年金機構への 照会)	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他 の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者(申請に係る者)に該当する書類全て、中金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、年金銀込選知書等)・特別障害給付金額等を示す書類(受給資格者証、表定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等)	都道府県知事、指定都市の 長又は中核市の長	特別の支持を表示の表示を表示の表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示ととる者	厚生労働省障害 保健福祉部障害 福祉課	0
46	15	11021=	7-173	障害児入所医療費の支給決定(国家公務 員共済組合連合会への照会)	入所給付決定を受けた者のうち、障害児 入所医療費の支給を居住地都道府県等か ら受けるための手続(国家公務員共済組 合連合会への照会)	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他 の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書、 書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年 金振込通知書等)	都道府県知事、指定都市の 長又は中核市の長	特当する法令による行うによるでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	厚生労働省障害 保健福祉部障害 福祉課	0
47	15	11021^	7-174	障害児入所医療費の支給決定(地方公務 員共済組合又は全国市町村職員共済組合 連合会への照会)	入所給付決定を受けた者のうち、障害児 入所医療費の支給を居住地都道府県等か ら受けるための手続(地方公務員共済組 合又は全国市町村職員共済組合連合会へ の照会)	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他 の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書、 書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年 金振込通知書等)	都道府県知事、指定都市の 長又は中核市の長	特当の 特別の 特別の 時等る 法令に を も を も を も を も を も る を う を き る き る き る き る た う た う た う た う た う た う た う た う た う た	厚生労働省障害 保健福祉部障害 福祉課	0
48	15	11の21ロ	7–175	障害児入所医療費の支給決定(日本私立 学校振興・共済事業団への照会)	入所給付決定を受けた者のうち、障害児 入所医療費の支給を居住地都道府県等か ら受けるための手続(日本私立学校振 興・共済事業団への照会)	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他 の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書、 書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年 金振込通知書等)	都道府県知事、指定都市の 長又は中核市の長	特別児童技養手 当等る法律にも の法令に の法令に がある がの を を が が が が が が が が が が が が が の が の	厚生労働省障害 保健福祉部障害 福祉課	0

V 01/	17浬州』			は事份士祝の一見る	とい 自哈 中能 は 音類		亚因环丁机/ (NZ. 0.	10时点)				
項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要 だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	試行運用対象
49	12	10の21イ、 ハ、ホ	8-98	肢体不自由児通所医療費の支給決定(日本年金機構への照会)	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続(日本年金機構への照会)	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他 の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者(申請に係る者)に該当する書類全て ・年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通 知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、 年金振込通知書等) ・特別障害給付金額等を示す書類(受給資格者 該大定通知書、額改定通知書、国庫金振込通 知書等)	市町村長	特別の 特別の 明の 明の まる は後年による では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる	厚生労働省障害 保健福祉部障害 福祉課	0
50	12	10の21=	8–100	肢体不自由児通所医療費の支給決定(国 家公務員共済組合連合会への照会)	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続(国家公務員共済組合連合会への照会)	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他 の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書、 書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年 金振込通知書等)	市町村長	特別の 特別の 対等る法令に がある がのする がのする がのする がのさる がのと がのと でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる	厚生労働省障害 保健福祉部障害 福祉課	0
51	12	10の21へ	8-101	肢体不自由児通所医療費の支給決定(地 方公務員共済組合又は全国市町村職員共 済組合連合会への照会)	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続(地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会)	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他 の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書、 書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年 金振込通知書等)	市町村長	特別児童技術の選挙を表示のは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で	厚生労働省障害 保健福祉部障害 福祉課	0
52	12	10の21□	8-102	肢体不自由児通所医療費の支給決定(日本私立学校振興・共済事業団への照会)	適所給付決定を受けた者のうち、肢体不 自由児通所医療費の支給を居住地市町村 から受けるための手続(日本私立学校振 興・共済事業団への照会)	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他 の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書、 書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年 金振込通知書等)	市町村長	特別の主義を表表している者のである。	厚生労働省障害 保健福祉部障害 福祉課	0
53	34	22の34ロ	22-149	三歳に満たない子を養育する加入者等の 給付算定基礎額の計算の特例を受ける場 合の申出の受理	年金額の計算において養育特例を適用するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事 業団	市町村長	文部科学省高等 教育局私学部私 学行政課私学共 済室	©
54	34	22の34ロ	22-152	三歳に満たない子を養育する加入者等の 標準報酬月額の特例を受ける場合の申出 の受理	年金額の計算において養育特例を適用す るための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事 業団	市町村長	文部科学省高等 教育局私学部私 学行政課私学共 済室	©
55	34	22の34ロ	22-155	三歳に満たない子を養育する加入者等の 標準報酬月額の特例を受ける場合の申出 の特例の受理	年金額の計算において養育特例を適用す るための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事 業団	市町村長	文部科学省高等 教育局私学部私 学行政課私学共 済室	©
56	34	22の34イ	22-551	遺族一時金の決定請求書の受理・審査・ 通知	退職等年金給付(新3階年金)のうち、退職年金を受給していない者又は有期退職年金を受給していない者又は有期退職年金受給者が死亡した場合に支給される遺族一時金の額を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額若しくはその算 定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事 業団	市町村長	文部科学省高等 教育局私学部私 学行政課私学共 済室	0
57	33	22の28ロ	22–554	被扶養者の認定の確認	被扶養者として、私学共済に加入するための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する 情報	特別障害給付金額等を示す書類(受給資格者 証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通 知書等)	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大会 した した は は は は は は は は と は は と は は と は は は と は は は と は は と は は と は は と は は し る ら る ら る ら 。 ら く ら く の く の く の く の く の く の く の く の く	文部科学省高等 教育局私学部私 学行政課私学共 済室	0
58	33	22の28八	22–555	被扶養者の認定の確認	被扶養者として、私学共済に加入するための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし (令和元年10月施行のため、従来の添付書類が存在しない)	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣 若 し機 大臣年金 長年 は 共済 は 共済 は 表 は 大 は 表 は 表 は 表 は 表 は 表 は 表	文部科学省高等 教育局私学部私 学行政課私学共 済室	0
59	34	22の34イ	22-556	障害共済年金の加給年金額の支給事由該 当の届出の確認	障害共済年金の加給年金額加算の支給事 由が発生した時の、年金を支給するため の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額若しくはその算 定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事 業団	市町村長	文部科学省高等 教育局私学部私 学行政課私学共 済室	0
60	34	22の34ロ	22-557	障害共済年金の加給年金額の支給事由該 当の届出の確認	障害共済年金の加給年金額加算の支給事 由が発生した時の、年金を支給するため の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事 業団	市町村長	文部科学省高等 教育局私学部私 学行政課私学共 済室	0
61	34	22の34ハ	22–558	退職共済年金の決定の請求の確認	退職共済年金(経過的職域加算額)の支 給額を決定するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき 書類は法令には記載されていないため、左記情 報については申請者が提出すべき書類ではない が、他の係る情報を照会することで適正な事務 を行うことができる。)	日本私立学校振興・共済事 業団	厚生労働大臣 (職業安定局)	文部科学省高等 教育局私学部私 学行政課私学共 済室	©
62	34	22034/\	22–559	退職共済年金の額の改定の請求の確認	退職共済年金の支給を受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき 書類に法令には記載されていないため、左記情 朝については申請者が提出すべき書類ではない が、他の係る情報を照会することで適正な事務 を行うことができる。)	日本私立学校振興・共済事 業団	厚生労働大臣 (職業安定局)	文部科学省高等 教育局私学部私 学行政課私学共 済室	©

V 020		IH TIX	ישון ניי פעני:	は事份士祝の一見る	とい 自哈 り 能 な 音 類	, \ +	业场水丁机/(NZ. 0.	10吋从/				
項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要 だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	試行運用対象
63	34	22の34/\	22–560	雇用保険の基本手当等を受けることとなったときの退職共済年金の支給停止の届 出の確認	退職共済年金の受給権者が雇用保険法に よる失業給付を受ける場合に、併給調整 を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき 書類は法令には記載されていないため、左記情 報については申請者が提出すべき書類ではない が、他の係る情報を照会することで適正な事務 を行うことができる。)	日本私立学校振興・共済事 業団	厚生労働大臣 (職業安定局)	文部科学省高等 教育局私学部私 学行政課私学共 済室	©
64	35	22の4-4-1	24-416	三歳に満たない子を養育する被保険者等 の給付算定基礎額の計算の特例を受ける 場合の申出の受理(日本私立学校振興・ 共済事業団)	年金額の計算において養育特例を適用するための手続(日本私立学校振興・共済事業団)	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣(日本年金機構)又は共済組合等事業 切以は共済組合等事業 団、国家公務員共済組結合語 会会、地市可村職員共済組活組合 行政全員由 合連合会)	市町村長	文部科学省高等 教育局私学部私 学行政課私学共 済室	©
65	35	22の4-4-1	24-419	三歳に満たない子を養育する被保険者等 の標準報酬月額の特例を受ける場合の申 出の受理(日本私立学校振興・共済事業 団)	年金額の計算において養育特例を適用するための手続(日本私立学校振興・共済事業団)	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣(日本年金機構)又は共済組合等事業 相立学校販門・共済事業 団、国家公務員共済組結合 会成、地方公務員共済組結合 会文(全国市町村職員共済組 合連合会	市町村長	文部科学省高等 教育局私学部私 学行政課私学共 済室	©
66	35	22の4-4-1	24-422	三歳に満たない子を養育する被保険者等 の標準報酬月額の特例を受ける場合の申 出の特例の受理(日本私立学校振興・共 済事業団)	年金額の計算において養育特例を適用するための手続 (日本私立学校振興・共済 事業団)	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣 (日本年金機構) 又は共済組合等事業 (日本年 (日本年 (日本年 (日本年 (日本年 (日本年 (日本年 (日本年	市町村長	文部科学省高等 教育局私学部私 学行政課私学共 済室	©
67	35	22の4-2-2=	24–560	加給年金額加算事由該当届の受理・審	特別支給の老齢厚生年金に加給年金額を 加算するための手続(国家公務員共済組 合連合会)	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額若しくはその算 定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣 (日本年金機構) 又は共済組合等 事業 因、私立学校無典・共済事業 団、国家公務員共済組済組合合会、地方公務員共済組済組合合政企全国市村職員共済組合連合会)	市町村長	財務省主計局給 与共済課	0
68	35	22の4-2-2ホ	24–575	養育期間標準報酬月額特例申出書の受理 (国家公務員共済組合連合会)	養育期間標準報酬月額特例を受けるため の手続(国家公務員共済組合連合会)	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣(日本年金機構)又は共済組合等・事業 出立学校振興・共済組合等・事業 団、国、国家公務員共済組済組合会 会会、地市が財務員共済組済組合 大以は全国が財務員共済組 合連合会)	市町村長	財務省主計局給 与共済課	©
69	35	22の4-2-2/\	24–592	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審 査・通知(国家公務員共済組合連合会)	老齢厚生年金の支給を受けるための手続 (国家公務員共済組合連合会)	57	雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用 継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険被保険者証	厚生労働大臣 (日本年金機構) 又は共済組合等済事会 (日本年金日本 私立学校展・共済組済組済組済組済組済組済組済組済を受ける会議を (日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日	厚生労働大臣 (職業安定局)	財務省主計局給 与共済課	©
70	35	22の4-2-2/\	24–619	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事 由該当届(雇用保険法による失業給付 (基本手当)を受給している場合)の受 理・蓄査・通知(国家公務員共済組合連 合会)	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法に よる失業給付を受ける場合に、併給調整 を行うための手続(国家公務員共済組合 連合会)	57	雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用 継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険被保険者証	厚生労働大臣 (日本年金機構) 又は共済組合等事業 因太立等校無則,共済組高等事業 因、国家公務員共済組高組合会、地市分町村職員共済組 自合会、也市村職員共済組 合連合会)	厚生労働大臣 (職業安定局)	財務省主計局給 与共済課	©
71	35	22の4-2-21	24–621	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事 由該当届(雇用保険法による高年齢雇用 継続給付を受給している場合)の受理・ 審査・通知(国家公務員共済組合連合 会)	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法に よる高年齢雇用継続給付を受ける場合 に、供給調整を行うための手続(国家公 務員共済組合連合会)	57	雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用 継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険被保険者証	厚生労働大臣 (日本年金機構) 又は共済組合等。事業 私立学校販, 生持済組合等。事業 団、国家公務員共済組結合 合会、地方公務員共済組結合 又は全国市村職員共済組 合連合会)	厚生労働大臣 (職業安定局)	財務省主計局給 与共済課	©
72	35	22の4-3-2=	24-730	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る 加給年金額加算事由該当届の受理・審 査・通知(地方公務員共済組合又は全国 市町村職員共済組合連合会)	特別支給の老齢厚生年金に加給年金額を 加算するための手続(地方公務員共済組 合又は全国市町村職員共済組合連合会)	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額若しくはその算 定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣 (日本年金機構) 又は共済組合等 (日本 本立学校振興・共済事業 団、国家公務務員共済組結合 合会、地方公務務員共済組結合 大全国市町村職員共済組 合連合会	市町村長	総務省自治行政 局公務員部福利 課	0
73	35	22の4-3-1	24-739	(地方公務員共済組合又は全国市町村職	養育期間標準報酬月額特例を受けるため の手続(地方公務員共済組合又は全国市 町村職員共済組合連合会)	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣(日本年金機構)又は共済組合等(日本年金機構)又は共済組合等(日本 私立学校振興・共済事会 団、国家公務負共済組合会、地方の教育、共済組合会、地方の政策の対策の対策の対策の対策の対策の対策を対しては全国市町村職員共済組合連合会)	市町村長	総務省自治行政 局公務員部福利 課	©

	<u>.行理用』</u>	用拟建	伤 凹 舵/	な事務手続の一覧が	(ひ自哈り能な音類	一十	並渕徐士枕/ (RZ. 0.	15時点)				
項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要 だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	試行運用対象
74	35	22の4-3-2/	24-783	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審 査・通知(地方公務員共済組合又は全国 市町村職員共済組合連合会)	老齢厚生年金の支給を受けるための手続 (地方公務員共済組合又は全国市町村職 員共済組合連合会)	57	雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用 継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険被保険者証	厚生労働大臣(日本年金機構)又は共済組合等(日本年金機本租立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合会、地方公務員共済組合会、地方公務員共済組合直会会、地方公務員共済組合連合会	厚生労働大臣 (職業安定局)	総務省自治行政 局公務員部福利 課	©
75	35	22の4-3-21	24-784	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事 由該当届(雇用保険法による失業給付 (基本手当)を受給している場合)の受 理・審査・通知(地方公務員共済組合又 は全国市町村職員共済組合連合会)	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法に よる失業給付を受ける場合に、併給調整 を行うための手続(地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組合連合会)	57	雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用 継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣 (日本年金機構) 又は共済組合等 (日本年金機本租立学校振興・共済事業 田京 (日本年本日) 大田 (日本年年年) 大田 (日本年年) 大田 (日本年年) 大田 (日本年) 大田 (日本) (厚生労働大臣 (職業安定局)	総務省自治行政 局公務員部福利 課	©
76	35	22の4-3-21	24–785	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事 由該当届(雇用保険法による高年齢雇用 継続給付を受給している場合)の受理・ 審査・通知(地方公務員共済組合又は全 国市町村職員共済組合連合会)	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法に よる高年齢雇用継続給付を受ける場合 に、併給調整を行うための手続(地方公 務員共済組合又は全国市町村職員共済組 合連合会)	57	雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用 継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣 (日本年 合権 構) 又は共済組合等(日本年 日本 私立学校振興・共済組 (日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	厚生労働大臣 (職業安定局)	総務省自治行政 局公務員部福利 課	©
77	35	22 の4 -1-1	24–895	養育期間標準報酬月額特例申出書の確認 (日本年金機構)	養育期間標準報酬月額特例を受けるため の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣 (日本年金権 構) 又は共済組合等・年金権 私立学校振興・共済組 団、国家公外務務員共済組 合会、地方公町村職員共済組 合会は全国市町村職員共済組 合連合会	市町村長	厚生労働省年金 局事業管理課	©
78	35	22の4−1−2□	24–925	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知 (日本年金機構)	老齢厚生年金の支給を日本年金機構から 受けるための手続	57	雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用 継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険被保険者証	厚生労働大臣 (日本年金機構) 又は共済組合等(日本年金機本私立学校展興・共済事業) 団、国家公外務務員共済組結合会、地方公町市村職員共済組合会会、全国市町村職員共済組合連合会)	厚生労働大臣 (職業安定局)	厚生労働省年金 局事業管理課	©
79	35	22の4−1−2□	24–926	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事 由該当届 (雇用保険法による失業給付 (基本手当)を受給している場合) の受 理・審査・通知 (日本年金機構)	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法に よる失業給付を受ける場合に、併給調整 を行うための手続	57	雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用 継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣 (日本年金機構) 又は共済組合等(日本 相) 又は共済組合等(日本 私立学校展興・共済事業 団、国家公外務預員共済組 合会、地方公所務員共済組 会域全 会連合会)	厚生労働大臣 (職業安定局)	厚生労働省年金 局事業管理課	©
80	35	22の4−1−2□	24–927	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事 由該当届 (雇用保険法による高年齢雇用 継続給付を受給している場合) の受理・ 審査・通知 (日本年金機構)	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続	57	雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用 継続基本給付金の支給に関する情報	高年齡雇用継続給付支給決定通知書	厚生労働大臣 (日本年金機構) 又は共済組合等。年 構) 又は共済組合等。年 私立学校振興・共済等 因、国家公務員共済組 合会、地方公所務員共済組 会域全 会連合会)	厚生労働大臣 (職業安定局)	厚生労働省年金 局事業管理課	©
81	35	22の4-4-21	24-928	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審 査・適知 (日本私立学校振興・共済事業 団)	老齢厚生年金の支給を受けるための手続 (日本私立学校振興・共済事業団)	57	雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用 継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険被保険者証、雇用保険受給資格者証又 は高年齢継続給付支給決定通知書	厚生労働大臣 (日本年金機構) 又は共済組合等(日本年金機本私立学校振興・共済組合等(日本日) (日本日)	厚生労働大臣 (職業安定局)	文部科学省高等 教育局私学部私 学行政課私学共 済室	©
82	35	22の4-4-2/	24-929	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事 由該当届(雇用保険法による失業給付 (基本手当)を受給している場合)の受 理・審査・通如(日本私立学校振興・共 済事業団)	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法に よる失業給付を受ける場合に、併給調整 を行うための手続(日本私立学校振興・ 共済事業団)	57	雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用 継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣 (日本年金機構) 又は共済組合等 (日本年金機本日本 祖立学校振興・共済事業) 田東 田京 国家公務務員共済組結合会、地方公務務員共済組合合金、地方公務費共済組合 (古連合金)	厚生労働大臣 (職業安定局)	文部科学省高等 教育局私学部私 学行政課私学共 済室	©
83	35	22の4-4-2/\	24-930	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事 由該当届(雇用保険法による高年齢雇用 継続給付を受給している場合)の受理・ 審査・通知(日本私立学校振興・共済事 業団)	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法に よる高年齢雇用継続給付を受ける場合 に、併給調整を行うための手続(日本私 立学校振興・共済事業団)	57	雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用 継続基本給付金の支給に関する情報	高年齡雇用継続給付支給決定通知書	厚生労働大臣(日本年金機構)又は共済組合等(日本年金機本)工作、日本年金場本。 私立学校振興、共済事業的工作。 日本年代、日本年代、日本年代、日本年代、日本年代、日本年代、日本年代、日本年代、	厚生労働大臣 (職業安定局)	文部科学省高等 教育局私学部私 学行政課私学共 済室	©
84	39	24の28へ	28-143	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、国家公務員共 済組合に加入するための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する 情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき 書類は法令には記載されていないため、「優レ会 使換各法文は高齢者の医療の確保に関する法律 による医療に関する給付の支給又は保険料の破 収に関する指標以「こいては申請者が提出する 情報ではないが、他の医療に関する給付の情報 を照会することで適正な事務を行うことができ る。)	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若 しくは、 機構、 機構、 は、 機構、 は、 機構、 は、 機構、 は、 機構、 は、 機構、 は、 機構、 は、 機構、 は、 機構、 は、 機構、 は、 機構、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	財務省主計局給 与共済課	0

	行連用】	作 報理	提 明 能	は事務手続の一覧が	ひる略可能な書類	! (年	金関係手続)(R2.6.	15時点)				
項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要 だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	試行運用対象
85	39	24の29へ	28-144	組合員被扶養者証の検認又は更新	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する 情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき 書類は法令には記載されていないため、「廃険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律 による医療に関する給付の支給又は保険料の 破に関する情報」については申請者が提出する 情報ではないが、他の医療に関する給付の情報 を照会することで適正な事務を行うことができ る。)	国家公務員共済組合	厚し機等では、 原と構造 関本済漁漁共本組 の会議 の会議 の会議 の会議 ののの会議 のの会議 のの会議 のの会議 のの会議 のの会議 のの会議 のの会議 のの会議 のの会議 のの会議 のの会議 のの会議 のの会議 のの会議 のの会議 のの会議 のの会議 のの会議 のの会 のの会	財務省主計局給 与共済課	0
86	39	24の28 h	28-145	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、国家公務員共 済組合に加入するための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし (本項事務において、申請者が提出すべき 書類は法令には記載されていないため、「医療 保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律 による医療に関する給付の支給又は保険料の破 収に関する情報」については申請者が提出する 情報ではないが、他の医療に関する給付の情報 を照会することで適正な事務を行うことができ る。)	国家公務員共済組合	厚生くは、出版を表現のである。 原本 を表現	財務省主計局給 与共済課	0
87	39	24の29 F	28-146	組合員被扶養者証の検認又は更新	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしている者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき 書類は法令には記載されていないため、「保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律 による医療に関する給付の支給又は保険料の破 収に関する情報」については申請者が提出する 情報ではないが、他の医療に関する給付の情報 を照会することで適正な事務を行うことができ る。)	国家公務員共済組合	厚生くは、共産共 働大年組 場下 を は、共産 機 では、共産 機 で は、共産 は は、共産 は は、共産 は は、共産 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	財務省主計局給 与共済課	0
88	41	24074	29-158	被用者年金制度の一元化等を定めるための 厚生年金保険法等の一部を改正する法が 財削第第37条第1項の規定による法対 力を有する共大済生命といる。 による退無決済年金受給権者に係る失業 給付(基本手当)を受給している場合 の受理・基手当・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための 厚生年金保険法等の一部を改正する法律 附則第37条第1項の規定によるなお効 を有することとされた改正前国共済法 による退職共済年金の受給権者が雇用保 検法による失業給付を受ける場合に、併 総調整を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	国家公務員共済組合連合会	厚生労働大臣 (職業安定局)	財務省主計局給 与共済課	©
89	41	24004	29-159	被用者年金制度の一元化等を図るための 厚生年金保険法等の一部を改正する法約 附則第37条第1項の規定によるな法効 力を有することとされた改正前国共済法 による退場共済年金受給性者に係る高年 等雇用継続給付を給している場合 受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための 厚生年金保険法等の一部を改正する法律 解則第37条第17項の規定による法律 かを有することとされた改正前国共済法 によるよる職共済年金の受給権者が雇用保 版本の表情を開発を付きる 場合に、併給調整を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	国家公務員共済組合連合会	厚生労働大臣 (職業安定局)	財務省主計局給 与共済課	©
90	40	24の32	29-174	三歳に満たない子を養育する加入者等の 給付算定基礎額の計算の特例を受ける場 合の申出の受理(国家公務員共済組合連 合会)	年金額の計算において養育特例を適用す るための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給 与共済課	0
91	48	26の34 (26 の33ロ)	31-126	国民年金法による保険料の徴収	国民年金法による保険料を日本年金機構 が被保険者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣(日本年金機構)	市町村長	厚生労働省年金 局事業管理課	©
92	48	26の34 (26 の33ロ)	31-128	国民年金法による保険料その他徴収金を 滞納する者に対する督促及び滞納処分	国民年金法による徴収金について日本年 金機構が被保険者等に督促及び滞納処分 を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣(日本年金機 構)	市町村長	厚生労働省年金 局事業管理課	©
93	48	26の33イ	31-426	保険料免除等の申請の処分(継続免除)	国民年金保険料の継続免除等を受けるた めの手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額若しくはその算 定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣(日本年金機構)	市町村長	厚生労働省年金 局事業管理課	©
94	48	26の33ロ	31-427	保険料免除等の申請の処分(継続免除)	国民年金保険料の継続免除等を受けるた めの手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣 (日本年金機構)	市町村長	厚生労働省年金 局事業管理課	0
95	48	26の33イ	31-431	保険料納付の免除勧奨	国民年金保険料の免除を勧奨する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額若しくはその算 定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣(日本年金機構)	市町村長	厚生労働省年金 局事業管理課	0
96	48	26の33ロ	31-432	保険料納付の免除勧奨	国民年金保険料の免除を勧奨する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣 (日本年金機構)	市町村長	厚生労働省年金 局事業管理課	0
97	50	26の41	31-436	法定免除の非該当勧奨	国民年金保険料の法定免除非該当届の勧 奨する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立 給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する 情報	生活保護受給証明書	厚生労働大臣(日本年金機構)	都道府県知事等	厚生労働省年金 局事業管理課	0
98	48	26の34 (26 の33イ)	31-437	国民年金法による保険料の徴収	国民年金法による保険料を日本年金機構 が被保険者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額若しくはその算 定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣(日本年金機構)	市町村長	厚生労働省年金 局事業管理課	0
99	48	26の34 (26 の33イ)	31-438	国民年金法による保険料その他徴収金を 滞納する者に対する督促及び滞納処分	国民年金法による徴収金について日本年 金機構が被保険者等に督促及び滞納処分 を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額若しくはその算 定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣(日本年金機構)	市町村長	厚生労働省年金 局事業管理課	0
100	50	26の42	31-444	第三号被保険者の資格取得の届出の認定	国民年金第三号被保険者資格を取得する ための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣 (日本年金機 構)	厚生労働大臣 (職業安定局)	厚生労働省年金 局事業管理課	0
101	50	26の42	31-445	第三号被保険者の種別変更の届出の認定	国民年金被保険者種別を変更するための 手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣 (日本年金機 構)	厚生労働大臣 (職業安定局)	厚生労働省年金 局事業管理課	0
102	48	26の42	31-446	第三号被保険者の配偶者に係る届出の認 定	第三号被保険者の配偶者の公的年金加入 制度が変更されたときの手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣 (日本年金機 構)	厚生労働大臣 (職業安定局)	厚生労働省年金 局事業管理課	0
103	50	26の42	31-447	第三号被保険者の資格取得の特例届出の 認定	2年以上遡及して第三号被保険者に該当 する場合に、特例により第三号被保険者 資格を取得するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣(日本年金機 構)	厚生労働大臣 (職業安定局)	厚生労働省年金 局事業管理課	0
104	50	26の42	31-448	保険料免除等の申請の処分	国民年金保険料の免除等を受けるための 手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣(日本年金機 構)	厚生労働大臣 (職業安定局)	厚生労働省年金 局事業管理課	0

_ LD-1	门连用』			よ事物子がひ 見か	又い自鳴り配る言規	_		10時点/				
項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要 だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	試行運用対象
105	50	26 <i>0</i> 42	31-449	学生等の保険料納付の特例に係る処分	国民年金保険料の学生納付特例を受ける ための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣(日本年金機 構)	厚生労働大臣 (職業安定局)	厚生労働省年金 局事業管理課	0
106	50	26の42	31-450	保険料納付の免除勧奨	国民年金保険料の免除を勧奨する手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣(日本年金機 構)	厚生労働大臣 (職業安定局)	厚生労働省年金 局事業管理課	0
107	50	26 の4 2	31-451	特定事由に係る申出等の特例	特定事由に該当することにより国民年金 保険料の納付又は免除の特例を受けるた めの手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣(日本年金機 構)	厚生労働大臣 (職業安定局)	厚生労働省年金 局事業管理課	0
108	58	31 <i>0</i> 29 ^	39-322	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、地方公務員共 済組合に加入するための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する 情報	特別障害給付金額等を示す書類(受給資格者 証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通 知書等)	地方公務員共済組合	厚生付 働大 を 等 り は 構 い は 構 い は 機 は と は 機 は は 機 は 、 は 機 は は 、 は 機 は 、 は み は ろ に る ら く に り る し く に り る と の ま れ の れ の れ の れ の れ の と の と の と の と の と し の は し の は し と し と し と し と し と し と し と し と し と し	総務省自治行政 局公務員部福利 課	0
109	58	31の210へ	39-323	組合員被扶養者証の検認又は更新	地方公務員共済組合の被扶業者として加 入している者が、被扶業者の要件を満た しているかの確認を行うための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する 情報	特別障害給付金額等を示す書類(受給資格者 証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通 知書等)	地方公務員共済組合	厚生労働大臣 関生学労働大学 関本済 大学 関本 大学 は構 大学 は 大学 は 大学 は 大学 は 大学 は 大学 は 大学 は 大学 は 大学 は 大学 は 大学 は 大学 は 大学 は 大学 は 大学 は は 大学 は は 大学 は は は は は は は は は に は は は は は は は は は は は は は	総務省自治行政 局公務員部福利 課	0
110	58	31 <i>0</i> 29 F	39-324	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、地方公務員共 済組合に加入するための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし(令和元年10月施行(消費税増税に連動) のため、従来の添付書類が存在しない。)	地方公務員共済組合	厚生労働大年 制本 大年 は構、 は 機工 は 機工 は 機工 は 職 は 機 は 機 は 、 は 機 は 、 は 機 は 、 は 、 は 、 は 、	総務省自治行政 局公務員部福利 課	0
111	58	31の210 F	39-325	組合員被扶養者証の検認又は更新	地方公務員共済組合の被扶養者として加 入している者が、被扶養者の要件を満た しているかの確認を行うための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし(令和元年10月施行(消費税増税に連動) のため、従来の添付書類が存在しない。)	地方公務員共済組合	厚生付 働大 大 を を は 構、 大 に に は は は は は は は は は は は は は	総務省自治行政 局公務員部福利 課	0
112	59	31 <i>0</i> 31	39–327	被用者年金制度の一元化等を図るための 厚生年金保険法等の一部を改正する法律 附則第61条第1項の規定によるな法律 附力を有することとされた改正前地共済法 による退職共済年金受給権者に係る加給 年金額支給停止事由消滅届けの受理・審 査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための 厚生年金保除法等の一部を改正する法律 新則第61条第1項の規定によるなお効 力を有することとされた改正前地共済法 による退職共済年金の加給年金額加算の 支給停止事由がなくなったときに、年金 の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額若しくはその算 定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	終務省自治行政 局公務員部福利 課	0
113	60	31の42	39-328	被用者年金制度の一元化等を図るための 厚生年金保険法等の一部を改正する法対 防削第61条第1項の規定によるな法対 力を有することとされた改正前地共支 による退職共済年金受給権者に係る失業 総付(基本手当) の受理、審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための 厚生年金保険法等の一部を改正する法律 附削第61条第1項の規定によるなお効 力を有することとされた改正前地共済法 による退職共済年金の受給権者が雇用保 設法による失業給付を受ける場合に、併 給調整を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	地方公務員共済組合又は全 国市町村職員共済組合連合 会	厚生労働大臣 (職業安定局)	総務省自治行政 局公務員部福利 課	©
114	60	31 <i>0</i> 042	39-329	被用者年金制度の一元化等を図るための 厚生年金保険法等の一部を改正する法対 防則第61年第第1項の規定による法対 力を有することとされた改正前は共済法 行による退職共済年金受給性者に係る高 停止事由談当届(雇用保険法による場合) 受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための 厚生年金保険法等の一部を改正する法律 附則第61条第1項の規定によるなお効 力を有することとされた改正前地共済法 による退職共済年金の受給権者が雇用保 設法による高年齢雇用経験給付を受ける 場合に、併給調整を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	厚生労働大臣 (職業安定局)	終務省自治行政 局公務員部福利 課	©
115	59	31の32	39-330	三歳に満たない子を養育する加入者等の 給付算定基礎額の計算の特例を受ける場 合の申出の受理	年金額の計算において養育特例を適用す るための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全 国市町村職員共済組合連合 会	市町村長	総務省自治行政 局公務員部福利 課	0
116	62	337	41-12	措置に要する費用の微収(日本年金機構 への照会)	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の名に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続(日本年金機構への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知 書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年 金振込通知書等)	市町村長	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構、共済組合 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	厚生労働省老健 局高齢者支援課	©
117	62	337	41-15	措置に要する費用の徴収(国家公務員共 済組合連合会への照会)	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続(国家公務員共済組合連合会への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書·支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金額改定通知書、年金額改定通知書、年金額改定通知書等)	市町村長	厚生労働大臣若 し機本年組 機構は農井 所 は農 共 済組 選 共 済 組 農 共 済 組 入 株 、 共 株 、 共 、 共 、 共 、 共 、 共 、 共 、 大 、 、 、 、 、 、	厚生労働省老健局高齢者支援課	©

_ LD-V			ישט ניי געני	よ事物子がり 見か	以い自唱可能な言規	\ <u></u>	亚闵尔丁州/ (NZ. 0.	10时点/				
項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要 だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	試行運用対象
118	62	337	41-16	措置に要する費用の徴収(地方公務員共 済組合又は全国市町村職員共済組合連合 会への照会)	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を彼収するための手続(地方公務員共済組合文は全国市町村職員共済組合連合会への服会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書、 書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年 金振込通知書等)		厚生労働大臣若 しくは、共済組 機構、共済組 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	厚生労働省老健 局高齢者支援課	©
119	62	337	41-17	措置に要する費用の徴収(日本私立学校 振興・共済事業団への照会)	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続(日本私立学校振興・共済事業団への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書·支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金額改定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等)	市町村長	厚生労働大臣若 しくは、共 機構、共 等工 は農 等 工 体 職 員 共 済 組 業 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	厚生労働省老健 局高齢者支援課	©
120	66	371ホ	46-36	特別児童扶養手当の認定	特別児童扶養手当に必要な認定を申請者 が認定機関(都道府県・指定都市)から 受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は 通動による災害に対する補償に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき 書類は法令には記載されていないため、「国民 年金法又は練用者年金各法による年金である給 付の支給又は保険料の傾収に関する情報」につ いては申請者が提出する情報ではないが、年金 関係情報を開発することで適正な事務を行うこ とができる。)	厚生労働大臣又は都道府県 知事(市町村長)	地方公務員災害 補償基金	厚生労働省障害 保健福祉部企画 課	0
121	66	372=	46-37	特別児童扶養手当額改定請求書の内容審 査	受給者の特別児童扶養手当所得状況届の 内容を認定機関(都道府県・指定都市) が審査するための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は 通動による災害に対する補償に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき 書類は法令には記載されていないため、「国民 年金法又は被用者年金各法による年金である給 付の支給又は保険料の確収に関する情報」につ いては申請者が提出する情報ではないが、年金 関係情報を開発することで適正な事務を行うこ とができる。)	厚生労働大臣又は都道府県 知事(市町村長)	地方公務員災害 補償基金	厚生労働省障害 保健福祉部企画 課	0
122	68	38Ø21/\	47-81	障害児福祉手当の認定	障害児福祉手当に必要な認定を申請者が 認定機関(都道府県、市及び福祉事務所 設置町村)から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は 通動による災害に対する補償に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき 書類は法令には記載されていないため、「国民 年金波又は被用年金各法による年金である付の支給又は保険料の被に関する情報のについては保険料の被に関する情報ではないが、年金 関係情報を乗することで適正な事務を行うことができる。)	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省障害 保健福祉部企画 課	0
123	68	38の21ハ	47-82	特別障害者手当の認定	特別障害者手当に必要な認定を申請者が 認定機関(都道府県、市及び福祉事務所 設置町村)から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は 通勤による災害に対する補償に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等)	都道府県知事等	地方公務員災害 補償基金	厚生労働省障害 保健福祉部企画 課	0
124	68	38の22ハ	47-83	特別障害者手当所得状況届の内容の審査	特別障害者手当所得状況届に必要な情報 を認定機関(都道府県、市及び福祉事務 所設置町村)が受給者に確認するための 手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は 通動による災害に対する補償に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知 書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年 金振込通知書等)	都道府県知事等	地方公務員災害 補償基金	厚生労働省障害 保健福祉部企画 課	0
125	85	43 <i>0</i> 3 <i>0</i> 27	47-84	福祉手当所得状況届の内容の審査	受給者の福祉手当所得状況届の内容を認 定機関(都道府県・指定都市)が審査す るための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は 通動による災害に対する補償に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき 書類は法令には記載されていないため、「国民 年金法又は被用者年金各法による年金である給 付の支給又は保険料の確収に関する情報。につ いては申請者が提出する情報ではないが、年金 関係情報を乗することで適正な事務を行うこ とができる。)	都道府県知事等	地方公務員災害 補償基金	厚生労働省障害 保健福祉部企画 課	0
126	76	40の31□	57-127	被保険者となったこと又は被保険者でな くなったことの確認の請求の受理 (日本 私立学校振興・共済事業団への照会)	被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことを公共職業安定所に確認するよう請求するための手続(日本私立学校振興・共済事業団への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき 書類は法令には記載されていないため、「国民 年金法又は被用者年金各法による年金である給 付の支給又は保険料の確収に関する情報」につ いては申請者が提出する情報ではないが、年金 関係情報を乗することで適正な事務を行うこ とができる。)	厚生労働大臣(職業安定 局)	厚生労働大臣若会とは、共体をは、共体をは、共体をは、共体をは、共体をは、共体をは、共体をできる。	厚生労働省職業 安定局雇用保険 課	©
127	76	40 <i>0</i> 3− −1 □	57–128	被保険者となったこと又は被保険者でな くなったことの確認の通知(日本私立学 校振興・共済事業団への照会)	被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことを公共職業安定所に確認するよう請求するための手続(日本私立学校振興・共済事業団への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき 書類は法令には記載されていないため、「国民 年金放又は被用者年金名法による年金である給 付の支給文は保険料の被収に関する情報ではないが、年金 以下は解験者が提出する情報ではないが、年金 とができる。)	厚生労働大臣(職業安定 局)	厚生労働大臣若 しくは日本年 機構、共済組合 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	厚生労働省職業 安定局雇用保険 課	©
128	76	40の32 (40 の31ロ)	57-129	受給資格の決定 (日本私立学校振興・共 済事業団への照会)	基本手当を受給資格者が公共職業安定所 から受けるための手続(日本私立学校振 興・共済事業団への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき 書類は法令には記載されていないため、「国民 年金波又は被用者年金各法による年金である 付の支給又は採練料和破収に関する情報のにつ いては解練和が提出する情報ではないが、年金 関係情報をありませることで適正な事務を行うこ とができる。)	厚生労働大臣(職業安定 局)	厚生労働大臣若 し機構、共年組 等は、出農林 等は、 は農 等関体 職員 共済組 合	厚生労働省職業 安定局雇用保険 課	©

V 02V	17建用』			は事份于祝の一見る	ひ自略り形は青翔		並以示于机/(NZ. U.	10吋 <i>品)</i>	Ast + n n n A + v	1++n+n /// +v		
項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要 だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	試行運用対象
129	76	40の33 (40 の31□)	57–130	失業の認定 (日本私立学校振興・共済事業団への照会)	基本手当を受給資格者が公共職業安定所 から受けるための手続(日本私立学校振 興・共済事業団への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき 書類は法令には記載されていないため、「国民 年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支熱又は被用者年金各法による年金である給付の支熱又は体験料の傾似に関する情報。につ いては申請者が提出する情報ではないが、年金 関係情報を開業することで適正な事務を行うことができる。)	厚生労働大臣(職業安定 局)	厚生労働大臣若 し付 し 機構、共年 会 等 は 農 林 漁 業 は 農 株 漁 業 は 農 株 漁 業 は 農 株 、 農 株 、 農 、 と 農 、 は 農 長 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、	厚生労働省職業 安定局雇用保険 課	©
130	76	40の34 (40 の31□)	57–131	未支給の失業等給付の請求についての審査(日本私立学校振興・共済事業団への 照会)	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本 年金機構から受けるための手続(日本私 立学校振興・共済事業団への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき 書類は法令には記載されていないため、「国民 年金法又は被用者年金各法による年金である給 付の支給又は保険料の確似に関する情報」につ いては申請者が提出する情報ではないが、年金 関係情報を開始することで適正な事務を行うこ とができる。)	厚生労働大臣(職業安定 局)	厚生労働大臣若 しくは 長 長 は 長 は 機構、共 条 は 農 共 済 漁 業 は 機 戦 は 農 共 、 は 農 、 は 農 、 は 農 、 は 農 、 は 農 長 、 は 農 長 、 は 農 長 、 は 農 長 、 は 農 長 の と の ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら	厚生労働省職業 安定局雇用保険 課	©
131	76	40の32 (40 の31□)	57-132	高年齢被保険者の受給資格の決定(日本 私立学校振興・共済事業団への照会)	高年齢求職者給付金を受給資格者が公共 職業安定所から受けるための手続(日本 私立学校振興・共済事業団への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき 書類は法令には記載されていないため、「国民 年金法又は被用者年金各法による年金である給 付の支給又は保険料の確収に関する情報。につ いては申請者が提出する情報ではないが、年金 関係情報を乗することで適正な事務を行うこ とができる。)	厚生労働大臣(職業安定 局)	厚生労働大臣若 し し は は は は は は よ は と は は と は は と は は と は は 、 は と は は 、 は と ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら	厚生労働省職業 安定局雇用保険 課	©
132	76	40Ø33 (40 Ø31□)	57-133	高年齢受給資格者の失業の認定(日本私 立学校振興・共済事業団への照会)	高年齢末職者給付金を受給資格者が公共 職業安定所から受けるための手続(日本 私立学校振興・共済事業団への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき 書類は法令には記載されていないため、「国民 年金法又は被用者年金各法による年金であるにつ 付の支給又は保険料の傾い原則する情報のにつ いては申請者が提出する情報ではないが、年金 関係情報を乗することで適正な事務を行うこ とができる。)	厚生労働大臣(職業安定 局)	厚生労働大臣若 しくは 共済組 機構、共済組合 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	厚生労働省職業 安定局雇用保険 課	©
133	76	40の32 (40 の31□)	57-134	短期雇用特例被保険者の受給資格決定 (日本私立学校振興・共済事業団への照 会)	特例一時金を受給資格者が公共職業安定 所から受けるための手続(日本私立学校 振興・共済事業団への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき 書類は法令には記載されていないため、「国民 年金法又は被用者の金谷法による年金であるにつ 付の支給又は保険料の確収に関する情報)につ いては開業が提出する情報ではないが、年金 関係情報を開業が発出する情報ではないが、年金 ができる。)	厚生労働大臣(職業安定 局)	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構、共済組合 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	©
134	76	40Ø33 (40 Ø31□)	57–135	短期雇用特例受給資格者の失業の認定 (日本私立学校振興・共済事業団への照 会)	特例一時金を受給資格者が公共職業安定 所から受けるための手続(日本私立学校 振興・共済事業団への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし (本項事務において、申請者が提出すべき 書類は法令には記載されていないため、「国民 年金法又は被用者年金名法による年金である 付の支給又は保険料の傾に関する情報のにつ いては保険料の傾に関する情報のに り取信情報を開発しまる情報ではないが、年金 関係情報を開発することで適正な事務を行うこ とができる。)	厚生労働大臣(職業安定 局)	厚生労働大臣若 しくは本年金 機構、共済組合 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	厚生労働省職業 安定局雇用保険 課	©
135	76	40の32 (40 の31ロ) 40の33 (40 の31ロ)	57-136	日雇労働被保険者に係る資格決定及び失 業の認定(日本私立学校振興・共済事業 団への照会)	日雇労働求職者給付金を受給資格者が公 共職業安定所から受けるための手続(日 本私立学校振興・共済事業団への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき 書類は法令には記載されていないため、「国民 年金法又は被用者年金合法による年金である格 付の支給又は保険料の機収に関する情報でに しいては保険料の機収に関する情報ではないが、年金 関係情報素が提出する情報ではないが、年金 とができる。)	厚生労働大臣(職業安定 局)	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構、共済組合 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	厚生労働省職業 安定局雇用保険 課	©
136	76	40の32 (40 の31ロ) 40の33 (40 の31ロ)	57–137	日雇労働求職者給付金の特例に係る資格 決定及び失業の認定 (日本私立学校振 興・共済事業団への照会)	日雇労働求職者給付金の特例による給付 を受給資格者が公共職業安定所から受け るための手続(日本私立学校振興・共済 事業団への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき 書類は法令には記載されていないため、「国民 年金法又は被用者年金台法による年金である給 付の支給又は保険料の傾収に関する情報のにつ 以ては解験者が提出する情報ではないが、年金 関係を表することで適正な事務を行うこ とができる。)	厚生労働大臣(職業安定 局)	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構、共済組合 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	厚生労働省職業 安定局雇用保険 課	©
137	76	40Ø32 (40 Ø31□)	57–138	教育訓練支援給付金に係る受給資格決定 (日本私立学校振興・共済事業団への照 会)	教育訓練支援給付金を受給資格者が公共 職業安定所から受けるための手続(日本 私立学校振興・共済事業団への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき 書類は法令には記載されていないため、「国民 年金法又は被用者年金合法による年金である格 付の支給又は保険料の破収に関する情報でして いては保険料の機収に関する情報ではないが、年金 関係情報を指く違いする情報ではないが、年金 ができる。)	厚生労働大臣(職業安定 局)	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構、共済組合 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	厚生労働省職業 安定局雇用保険 課	©
138	76	40の33 (40 の31□)	57–139	教育訓練支援給付金に係る失業の認定 (日本私立学校振興・共済事業団への照 会)	教育訓練支援給付金を受給資格者が公共 職業安定所から受けるための手続(日本 私立学校振興・共済事業団への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき 書類は法令には記載されていないため、「国民 年金法又は被用者年金各法による年金である給 付の支給又は疾験為印像収に関する情報。につ いては申録を耐発出する情報ではないが、年金 助では申録を示さことで適正な事務を行うこ とができる。)	厚生労働大臣(職業安定 局)	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構、共済組合 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	厚生労働省職業 安定局雇用保険 課	©

		IH +IX /±	:125 円 円67	は事份士祝の一見の	(ひ自哈り能な音類	! (+	亚因水子机/ (112.0.	10时点/				
項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要 だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	試行運用対象
139	94	4714ホ	68-269	地域支援事業の実施の要件確認(日本年金機構への照会)	地域支援事業の各事業を利用者が市町村 から受けるための手続(日本年金機構へ の照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齡福祉年金額等を示す書類(国民年金証書、 年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定 通知書等)	市町村長	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構、共済組合 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	厚生労働省老健 局振興課	©
140	94	4717=	68-270	地域支援事業の利用料に係る事務(日本年金機構への照会)	地域支援事業の利用料を市町村が利用者 から徴収するための手続(日本年金機構 への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齡福祉年金額等を示す書類(国民年金証書、 年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定 通知書等)	市町村長	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構、共済組 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	厚生労働省老健 局振興課	©
141	94	4718ホ	68-271	保険料賦課要件の確認(日本年金機構への照会)	被保険者に保険料を賦課する要件につい て確認する手続(日本年金機構への照 会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類(国民年金証書、 年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定 通知書等)	市町村長	厚生労働大臣若 しくは日本年 機構、共済組 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	厚生労働省老健 局介護保険計画 課	©
142	94	4722ホ	68-272	特定入所者介護サービス費の支給の要件 確認(日本年金機構への照会)	市町村が特定入所者介護サービス費の支 給を行うに当たっての要件確認の手続 (日本年金機構への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類(国民年金証書、 年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定 通知書等)	市町村長	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構、共済組合 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	厚生労働省老健 局介護保険計画 課	©
143	94	4722ホ	68-273	特定入所者介護予防サービス費の支給の 要件確認(日本年金機構への照会)	市町村が特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続(日本年金機構への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齡福祉年金額等を示す書類(国民年金証書、 年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定 通知書等)	市町村長	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構、共済組 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	厚生労働省老健 局介護保険計画 課	©
144	94	4722ホ	68-274	特例特定入所者介護サービス費の支給の 要件確認(日本年金機構への照会)	市町村が特例特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続(日本年金機構への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類(国民年金証書、 年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定 通知書等)	市町村長	厚生労働大臣若 しくは日本年 機構、共済組 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	厚生労働省老健 局介護保険計画 課	©
145	94	4722ホ	68-275	特例特定入所者介護予防サービス費の支 給の要件確認 (日本年金機構への照会)	市町村が特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続(日本年金機構への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齡福祉年金額等を示す書類(国民年金証書、 年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定 通知書等)	市町村長	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構、共済組 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	厚生労働省老健 局介護保険計画 課	©
146	94	474ホ	68-276	高額介護サービス費の支給の要件確認 (日本年金機構への照会)	市町村が高額介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続(日本年金機構への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類(国民年金証書、 年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定 通知書等)	市町村長	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構、共済組 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	厚生労働省老健 局介護保険計画 課	©
147	94	476ホ	68-277	高額介護予防サービス費の支給の要件確認(日本年金機構への照会)	市町村が高額介護予防サービス費の支給 を行うに当たっての要件確認の手続(日本年金機構への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類(国民年金証書、 年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定 通知書等)	市町村長	厚生労働大臣若 しくは日本年 機構、共済組 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	厚生労働省老健 局介護保険計画 課	©
148	94	4723ホ	68-278	旧措置入所者に対する施設介護サービス 費の支給の要件確認 (日本年金機構への 照会)	旧措置入所者に対する施設介護サービス 費の支給の要件を確認する手続(日本年金機構への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類(国民年金証書、 年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定 通知書等)	市町村長	厚生労働大臣若 しくは日本年 機構、共済組 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	厚生労働省老健 局介護保険計画 課	©
149	94	4723ホ	68-279	旧措置入所者に対する特定入所者介護 サービス費の支給の要件確認 (日本年金 機構への照会)	旧措置入所者に対する特定入所者介護 サービス費の支給の要件を確認する手続 (日本年金機構への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類(国民年金証書、 年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定 通知書等)	市町村長	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構、共済組合 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	厚生労働省老健 局介護保険計画 課	©
150	94	4722ホ	68-280	特定入所者介護サービス費の支給の要件 確認(国家公務員共済組合連合会への照 会)	市町村が特定入所者介護サービス費の支 総を行うに当たっての要件確認の手続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齡福祉年金額等を示す書類(国民年金証書、 年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定 通知書等)	市町村長	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構、共済組合 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	厚生労働省老健 局介護保険計画 課	©
151	94	4722ホ	68-281	特定入所者介護サービス費の支給の要件 確認(地方公務員共済組合又は全国市町 村職員共済組合連合会への照会)	市町村が特定入所者介護サービス費の支 総を行うに当たっての要件確認の手続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類(国民年金証書、 年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定 通知書等)	市町村長	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構、共済組合 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	厚生労働省老健 局介護保険計画 課	©

	行理用』	用拟建	捞り肥/	な事務手続の一覧が	(ひ自哈り肥な音類	十	並渕泳士枕/ (NZ. 0.	15時点)				
項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要 だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	試行運用対象
152	94	4722ホ	68-282	特定入所者介護サービス費の支給の要件 確認(日本私立学校振興・共済事業団へ の照会)	市町村が特定入所者介護サービス費の支 給を行うに当たっての要件確認の手続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齡福祉年金額等を示す書類(国民年金証書、 年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定 通知書等)		原生労働大臣若 しくは共臣名 しくは日済組 機構、共済組 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	厚生労働省老健 局介護保険計画 課	©
153	94	4722ホ	68-283	特定入所者介護予防サービス費の支給の 要件確認(国家公務員共済組合連合会へ の照会)	市町村が特定入所者介護予防サービス費 の支給を行うに当たっての要件確認の手 続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類(国民年金証書、 年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定 通知書等)	市町村長	厚生労働大臣若 しくは日本年 機構、共済組 等又は農林漁漁 団体職員共済組 合	厚生労働省老健 局介護保険計画 課	©
154	94	4722ホ	68-284	特定入所者介護予防サービス費の支給の 要件確認(地方公務員共済組合又は全国 市町村職員共済組合連合会への照会)	市町村が特定入所者介護予防サービス費 の支給を行うに当たっての要件確認の手 続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類(国民年金証書、 年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定 通知書等)	市町村長	厚生労働大臣若 しくは日本年組 機構、共済組漁 等又は農林漁 団体職員共済組 合	厚生労働省老健 局介護保険計画 課	©
155	94	4722ホ	68-285	特定人所者介護予防サービス費の支給の 要件確認(日本私立学校振興・共済事業 団への照会)	市町村が特定入所者介護予防サービス費 の支給を行うに当たっての要件確認の手 続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齡福祉年金額等を示す書類(国民年金証書、 年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定 通知書等)	市町村長	厚生労働大臣若 しくは日本年 機構、共済組 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	厚生労働省老健 局介護保険計画 課	©
156	94	4722ホ	68-286	特例特定入所者介護サービス費の支給の 要件確認(国家公務員共済組合連合会へ の照会)	市町村が特例特定入所者介護サービス費 の支給を行うに当たっての要件確認の手 続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齡福祉年金額等を示す書類(国民年金証書、 年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定 通知書等)	市町村長	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構、共済組漁 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	厚生労働省老健 局介護保険計画 課	©
157	94	4722ホ	68-287		市町村が特例特定入所者介護サービス費 の支給を行うに当たっての要件確認の手 続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齡福祉年金額等を示す書類(国民年金証書、 年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定 通知書等)	市町村長	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構、共済組漁 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	厚生労働省老健 局介護保険計画 課	©
158	94	4722ホ	68–288	特例特定入所者介護サービス費の支給の 要件確認(日本私立学校振興・共済事業 団への照会)	市町村が特例特定入所者介護サービス費 の支給を行うに当たっての要件確認の手 続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齡福祉年金額等を示す書類(国民年金証書、 年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定 通知書等)	市町村長	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構、共済組舎 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	厚生労働省老健 局介護保険計画 課	©
159	94	4722ホ	68–289	特例特定入所者介護予防サービス費の支 給の要件確認(国家公務員共済組合連合 会への照会)	市町村が特例特定入所者介護予防サービ ス費の支給を行うに当たっての要件確認 の手続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齡福祉年金額等を示す書類(国民年金証書、 年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定 通知書等)	市町村長	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構、共済組合 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	厚生労働省老健 局介護保険計画 課	©
160	94	4722ホ	68-290	特例特定入所者介護予防サービス費の支 給の要件確認(地方公務員共済組合又は 全国市町村職員共済組合連合会への照 会)	市町村が特例特定入所者介護予防サービ ス費の支給を行うに当たっての要件確認 の手続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齡福祉年金額等を示す書類(国民年金証書、 年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定 通知書等)	市町村長	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構、共済組漁 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	厚生労働省老健 局介護保険計画 課	©
161	94	4722ホ	68-291	特例特定入所者介護予防サービス費の支 給の要件確認(日本私立学校振興・共済 事業団への照会)	市町村が特例特定入所者介護予防サービ ス費の支給を行うに当たっての要件確認 の手続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齡福祉年金額等を示す書類(国民年金証書、 年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定 通知書等)	市町村長	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構、共済組漁 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	厚生労働省老健 局介護保険計画 課	©
162	94	4716ホ	68-292	高額介護予防サービス費相当事業の支給 の要件確認 (日本年金機構への照会)	高額介護予防サービス費相当事業の支給 を受けるための手続 (日本年金機構への 照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齡福祉年金額等を示す書類(国民年金証書、 年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定 通知書等)	市町村長	厚生労働大臣若 しくは日本年 機構、共済組 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	厚生労働省老健 局振興課	0
163	106	531^	81–5	奨学金(貸与及び支給)の申請に係る審査(奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の家計支持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうか等の審査)	奨学金の貸与及び支給を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	53	国民年金法その他の法令による年金である給付 の支給に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書 · 文約額変更通知書、年金額改定通知書、年金額改定通知書等)	独立行政法人日本学生支援 機構	国民年金法その他の方法を (1) 他の方法を (1) 他の方法を (1) とされている者	文部科学省高等 教育局学生・留 学生課	©
164	106	531 9	81–29	奨学金(貸与及び支給)の申請に係る審査(奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の本人、家計支持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうか等の審査)		75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報		独立行政法人日本学生支援 機構	厚生労働大年 しくは 機構、共済漁漁 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	文部科学省高等 教育局学生·留 学生課	0

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要 だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	試行運用対象
165	114	598	92-12	職業訓練受講給付金の支給(日本年金機 構への服会(特別障害給付金情報))	職業訓練受講給付金を、受給者が国から 受けるための手続(日本年金機構への照 会)	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する 情報	特別障害給付金額等を示す書類(受給資格者 証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通 知書等)	原生兴趣士氏 (聯業中央	厚生労働大臣 長 長 長 長 は 長 は 大 兵 年 組 機 構 は 、 、 農 長 共 済 れ 漁 長 共 済 れ 漁 長 は 、 、 、 長 長 は 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	厚生労働省職業 安定局総務課訓 練受講者支援室	0
166	114	599			職業訓練受講給付金を、受給者が国から 受けるための手続(日本年金機構への照 会)	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし(令和元年10月施行 (消費税増税に連動) のため、従来の添付書類が存在しない。)	厚生労働大臣(職業安定 局)	厚生学働大年 関生 を構 を は 機 は は は は は は は は は は は は は	厚生労働省職業 安定局総務課訓 練受講者支援室	0
167	120	59の32ル	98-53	員共済組合又は全国市町村職員共済組合	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の 変更を行うための手続(地方公務員共済 組合又は全国市町村職員共済組合連合会 への照会)	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知 書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年 金振込通知書等)	都道府県知事又は指定都市 の長 (難病)	国民年金法その 他の法令による 給付の支給を行 うこととされて いる者	厚生労働省健康 局難病対策課	©
168	120	59の31ル	98-67		特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続(地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会)	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知 書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年 金振込通知書等)	都道府県知事又は指定都市 の長 (難病)	国民年金法その 他の法令による 給付の支給を行 うこととされて いる者	厚生労働省健康 局難病対策課	0